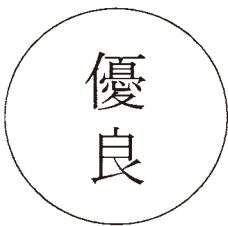


許可番号 04127018837

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1

氏 名 株式会社イワフチ
代表取締役 岩淵 慶太



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和元年（2019年）6月10日

許可の有効年月日 令和5年（2023年）10月19日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 砕	紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず及び金属くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
切 断	廃プラスチック類、木くず及び金属くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設
産業廃棄物の種類	上記の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2
設置年月日	平成20年7月24日
処理能力（8時間）	廃プラスチック類：38t／日 紙 く ず：25t／日 木 く ず：33t／日 繊維くず：23t／日 ゴムくず：42t／日 金属くず：35t／日 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：41t／日
許可年月日	平成20年6月5日（変更許可）
許可番号	佐賀県指令20循環第010004号

種 類	圧縮施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず	金属くず
設 置 場 所	佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3 3 0 5 番 1	佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3 3 0 5 番 1
設置年月日	平成 3 0 年 9 月 1 8 日	平成 1 7 年 2 月 1 8 日
処 理 能 力	廃プラスチック類：2 0 6 t／日（8 時間） 紙 く ず：2 0 6 t／日（8 時間）	4. 1 t／日（8 時間）

種 類	圧縮施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず	廃プラスチック類、紙くず
設 置 場 所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾 5 1 4 5 番	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾 5 1 4 5 番
設置年月日	平成 1 7 年 9 月 3 0 日	平成 1 8 年 2 月 1 2 日
処 理 能 力 （8 時間）	廃プラスチック類：2 6 t／日 紙 く ず：4 1 t／日	廃プラスチック類：6 4 t／日 紙 く ず：1 5 6 t／日

種 類	破碎施設（固定式及び移動式）	切断施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類、金属くず、木くず
設 置 場 所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾 5 1 4 7 番 2	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾 5 1 4 7 番 2
設置年月日	平成 2 9 年 2 月 8 日	平成 3 1 年 4 月 2 3 日
処 理 能 力	2 0 0 t／日（8 時間）	廃プラスチック類：3. 5 t／日（8 時間） 木 く ず：4. 2 t／日（8 時間） 金 属 く ず：5. 1 t／日（8 時間）
許可年月日	平成 2 8 年 8 月 5 日	
許 可 番 号	佐賀県指令 2 8 循環第 6 号	

3. 許可の条件

県内で移動して破碎処理する場合は、排出事業所敷地内の作業に限り、隣地との敷地境界から 1 1 m 以上離して設置すること。

また、県内で移動して切断処理する場合は、排出事業所敷地内の作業に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日 更新許可（優良基準適合）

平成 2 9 年 2 月 9 日 変更届 破碎施設（固定式及び移動式）（200t/日）の追加

平成 3 0 年 9 月 1 9 日 変更届 圧縮施設（145.6t/日）の廃止及び圧縮施設（廃プラスチック類：206.8t/日、紙くず：206.6t/日）の追加

令和 元年 6 月 1 0 日 変更許可 中間処理業（切断、産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず）の追加

令和 元年 8 月 2 0 日 変更届 破碎施設（4.0t/日）の廃止 以下余白

5. 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有